

## 何らかの病気にかかって、治療を受けている方へ

新型コロナワクチン接種の予診票には、「現在、何らかの病気にかかって治療（投薬など）を受けていますか」「その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われていますか」の質問があります。

新型コロナワクチンの接種を受けるにあたり注意が必要な人の中に「心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの**基礎疾患**がある人」が含まれています。

集団接種を受けられる場合は、現在治療を受けている医療機関に接種について必ずご相談ください。治療を受けている医療機関に確認できていない場合は、当日予防接種が受けられないことがあります。

なお、現在治療されている病気が、**基礎疾患**に当たるかどうかについてはかかりつけ医にご相談ください。

### 基礎疾患のある方とは

1. 以下の病気や状態の方で、通院もしくは入院している方
    1. 慢性の呼吸器の病気
    2. 慢性の心臓病（高血圧を含む）
    3. 慢性の腎臓病
    4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
    5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
    6. 血液の病気（ただし鉄欠乏性貧血を除く）
    7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む）
    8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
    9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
  10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
  11. 染色体異常
  12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
  13. 睡眠時無呼吸症候群
- 
2. 基準（BMI 30以上）を、満たす肥満の方

## 住民票所在地以外での接種について

新型コロナワクチンの接種については、原則、住民票所在地の市町村において、接種を行うことになります。やむを得ない事情による場合は、例外として住所地外で、ワクチン接種を受けることができますが、事前に申請が必要となる方と申請を省略できる方がありますのでご確認ください。

### (1) 市町村への申請が**必要な方**

- ・出産のために里帰りしている妊娠婦・遠隔地へ下宿している学生・単身赴任者
- ・DV やストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者など

※申請方法には、①郵送申請 ②窓口申請 ③WEB申請(コロナワクチンナビ) の3つの方法があります。詳しくは、接種する医療機関が所在する市町村にお問い合わせください。

### (2) 市町村への申請が**不要な方**

- ・入院・入所者 ⇒ 医療機関や施設でご相談ください
- ・**基礎疾患**を持つ方が主治医の下で接種する場合 ⇒ 医療機関でご相談ください
- ・災害による被害にあった方
- ・拘留または留置されている方、受刑者など

上記(2)に記載されている**基礎疾患**については、

### 資料2

何らかの病気にかかって、治療を受けている方へ  
をご覧ください。